都道府県労働局職員（共通）の選考採用試験【係長級（一般職相当）】
募集要項

今般、都道府県労働局等における職業安定行政等に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

１　職種

都道府県労働局・公共職業安定所の常勤職員

２　業務内容

都道府県労働局、公共職業安定所等における主に職業安定行政業務等の労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

３　募集人員

３名

４　応募資格

（１）以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- 大学を卒業した者　11 年以上
- 短期大学及び高等専門学校を卒業した者　13 年以上
- 高等学校を卒業した者　15 年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

（２）以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 国家公務員法第８１条の６及び附則第８条に該当する方（採用予定日において満 61 歳に達している方）

５　採用方法

選考による採用となります。下記選考方法を参照ください。

６　採用日

原則、令和６年４月１日

７　勤務地

青森労働局

青森県内の各公共職業安定所（青森、八戸、弘前、むつ、野辺地、五所川原、三沢、黒石）、十和田出張所

※上記の勤務地において定期的な異動があります。

８　勤務時間・休暇

勤務時間は１日７時間 45 分、原則、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

９　身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10　応募方法

（１）履歴書及び職務経歴書

履歴書については様式を問いません。職務経歴書については募集ホームページに掲載している様式を使用してください。履歴書は、右上の余白部分に「共通」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金、職業相談、雇用保険業務等の職業安定行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

（２）論文

以下の課題ついて論じてください。

課題：「ハローワーク職員に求められる心構えやサービスについて、あなたが考える事」

文字数： 1,500～2,000 文字（400 字詰め原稿用紙で５枚）

記載方法：原稿用紙の最始行冒頭に標題を記載し、次行に氏名を必ず明記してください。手書き・ワープロ書き不問ですが原稿用紙設定として

ください。(募集ホームページにWord版原稿用紙を掲示しておりますので必要に応じて御利用下さい。

（３）応募先・期限

前記（１）の履歴書、職務経歴書及び（２）の論文にハローワークの紹介状を添えて、封筒に赤字で「共通」と明記した上で、令和６年２月２日（金）までに青森労働局総務部総務課人事係あて郵送（必着、直接持参も可）してください。あて先は下記12のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了しますので、早期応募に御留意ください。

11　選考方法

【第１次選考】

職務経歴、論文による書類審査

選考通過者発表は、令和６年２月７日（水）発送予定（早まる場合があります。また、通過の可否に関わらず全員に郵送で通知します。）

【第２次選考】

個人面接

面接試験は、令和６年２月１６日（金）から令和６年２月２１日（水）までの間に実施します(詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。)。

また、採用者は令和６年２月中に決定します（採否に関わらず全員に郵送で通知します。)。

12　応募・照会先

〒030-8558　青森市新町2丁目4-25　青森労働局総務部総務課人事係

電話017-734-4111

（別紙）

給与等について

１　給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24 万円～35 万円程度。一般的な例）。

２　また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・扶養親族のある者に、配偶者月額 6,500 円、子１人につき 10,000 円等

住居手当・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（１か月あたり最高 55,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・１年間に俸給等の約 4.40 か月分（令和４年度実績）

３　配置・転勤については、青森労働局及び青森県内の公共職業安定所等のいずれかに配置され、転勤があります。また、勤務地によっては転居が必要になる場合があります。宿舎は、希望に基づいて空き状況に応じて入居できます。